

# みどり通信

第125号 2006. 12. 5

## CONTENTS

● 一言発言	P 1	● 初めてのエクセル	P 9
● 税務	P 3	● 損害保険	P 11
● 社会保険	P 4	● 年末年始休業のご案内	P 12
● 生命保険	P 5	● あとがき	P 12
● 一倉 定 経営心得	P 6	● 営業カレンダー	P 13
● 税務相談	P 7		



中村公哉先生



T K C 経営革新セミナー開催 (11/16)

社長				担当

12月

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://homepage2.nifty.com/yn5193>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、12月2日、3日のホームページ掲載のものからです。

## 『社長夫人革新講座始まる』

ついに始まりました。

昨日は、「社長夫人革新講座基礎編」の第1日目が無事終了。参加いただいた方は11名。朝10時30分から16時30分までの1日があつという間に時間が経過した研修でありました。おそらく、参加いただいた全ての方々が衝撃的な一日になったのではないのでしょうか。

なんでもっと早く気がつかなかったのだろうか、もっと早くこのようなセミナーを開催してもらいたかったという声が多く聞かれたほどであります。講師の矢野千寿先生の語り口や体験からの話が参加者の心を引きつける形になったようです。

今回の講座の理念は、①社長夫人としての役割と使命を明確にする、②ビジネスパートナーとしての人間性の向上、③役割と使命を果たすための実務能力の向上を目指す、ことであると先生は強調されておられました。

終了後は、研修会場と目と鼻の先にある「よね蔵」にて、先生を囲んでの懇親会を実施。

さらにつっこんだ話を先生とすることができ、有意義なひとときとなったのは言うまでもありません。

参加いただいた皆様一日本当にお疲れ様でした。

## 『社長夫人革新講座 2 日目』

昨日は、社長夫人講座2日目。前日に続いての研修であります。

自社と社長の特性を知るというテーマです。

中でも、50項目によるエゴグラム質問票を記入してもらっての自我状態レーダーチャートによる分析。矢野千寿先生が、各人一人ひとりのチャートを分析し、参加者は一喜一憂するほどの盛り上がり。自身の自我状態を客観的に認識できたようです。和気あいあいの中でも、各人が社長夫人としての役割を今まで以上に認識し、心を新たにされたところです。

本当に2日間有り難うございました。

矢野千寿先生は、講演終了後その日のうちに新潟空港から福岡へ。その際、私も新潟市内で夜6時からある会議出席のため、JR信越線加茂駅から新潟駅まで列車を先生とご一緒させていただいたところです。その中でも、先生と今回の研修についての思いや今後のあるべき形等を含め話をお聞きしました話させていただくことができたところです。その中で、先生は、「毎回毎회가、真剣勝負の研修。」一切気を抜かず100%の全力投球で臨まれているとか。まさにその通りの研修でありました。

今回は、第1講、第2講でしたが、第3講、第4講は1月10日、11日です。参加者の皆さんは楽しみにお待ちしております。

宿題を忘れずに・・・。

税理士 山 口 昇



# 税 務

今年も年末調整の時期が近づいてきました。  
 年末調整に関して、お問い合わせの多い事項等についてご紹介させていただきます。

## ● 年の途中で就職した人の年末調整について

- Q. 本年9月に従業員を採用しましたが、前の勤務先から支給された給与の額等がわかりません。  
 このような人は当社が支払った給与と源泉徴収税額だけを対象に年末調整を行ってもよろしいでしょうか？
- A. 年の途中で就職した人が、就職前に他の勤務先から給与の支払いを受けていた場合には、他の勤務先から支払を受けた給与とその給与から控除された源泉徴収税額及び社会保険料等を含めて年末調整の計算を行う必要があります。  
 従って、前の勤務先における給与の支払額等が確認できないときは、貴社が支払う給与だけを対象に年末調整を行うことはできませんので、本年最後の給与の支払いに際しては通常の前月の給与と同様に税額計算を行い、所得税の精算はその人が確定申告により行うこととなります。

## ● 公的年金等がある親族の扶養の判定について

- Q. 当社の従業員Sは、72歳になる父親と同居し生計を一にしています。父親には厚生年金保険法による老齢厚生年金の収入が150万円ありますが、他に所得はありません。  
 この場合、Sは父親を扶養親族とすることができるのでしょうか？
- A. 公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金の収入金額から受給者の年齢や公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を控除した残額とされています。  
 なお、公的年金等控除額は次のとおりです。

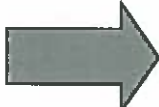
その年の12月31日 現在の年齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の人	330万円以下	120万円(最低保障額)
	330万円超410万円以下	左記×25%+ 37.5万円
	410万円超770万円以下	左記×15%+ 78.5万円
	770万円超	左記× 5%+155.5万円
65歳未満の人	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	左記×25%+ 37.5万円
	410万円超770万円以下	左記×15%+ 78.5万円
	770万円超	左記× 5%+155.5万円

Sさんの父親の場合、公的年金に係る雑所得の金額は、上記の計算式で所得金額の計算を行うと150万円－120万円で30万円（38万円以下）となりますので、扶養親族とすることができます。

※ 上記控除額（表）は、平成17年分より改訂されておりますので、今一度ご確認ください。

## 出産育児一時金、家族出産育児一時金が引き上げられます

被保険者・被扶養者である家族が出産したときに支給される一時金が5万円増額され、1児につき35万円が支給されます。

改正前 30万円  改正後 35万円

## 埋葬料、家族埋葬料の支払額が一律5万円となります

被保険者が死亡したときは埋葬を行った家族に故人の標準報酬月額1ヶ月分（10万円未満のときは10万円）、家族がいないときは埋葬を行った人に埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用（埋葬費）が、また被扶養者となっている家族が死亡したときは被保険者に10万円が支給されていましたが、今回の改正により、埋葬料・家族埋葬料については一律5万円が支給されます。埋葬費については、5万円の範囲内で埋葬にかかった費用が支給されます。

	改正前	改正後
埋葬料(費)	標準報酬月額の1ヶ月分 (最低10万円) ※ 埋葬費は、埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用を支給	5万円 ※ 埋葬費は、5万円の範囲内で埋葬にかかった費用を支給
家族埋葬料	10万円	

# 今回のテーマ

## 医療保険のポイント！



現在、生命保険の中でも病気やケガの際に頼りになる「医療保険」に人気があります。そのため、各保険会社では色々なタイプの医療保険を販売しております。しかし、医療保険の基本的な内容やそれぞれの医療保険の特長についてはあまり理解されていないのも現状です。今回は、医療保険に加入する際にポイントとなる基本的な項目を紹介いたします。

### ポイント1：保障期間は？

歳満了	60歳まで、70歳まで、80歳まで など年齢で保障期間を決定
年満了	10年間、20年間 など年数で保障期間を決定。一般的に更新可能。
終身	一生涯を保障（生存されている限り保障が継続）

\*最近では、一生涯保障がある終身タイプに人気があります。

### ポイント2：支払対象の入院は？

1泊2日型	病気・ケガともに2日以上入院で1日目から保障
5日型	病気・ケガともに5日以上入院で5日目から保障
8日型	病気入院8日以上/ケガ入院5日以上でそれぞれ1日目から保障

\*最近では1泊2日が主流となっております。

### ポイント3：支払限度は？

1回の入院支払限度	40日、60日、120日、360日、1,000日など
通算の入院支払限度	700日、730日、1,000日など

\*最近では1回の入院支払限度が短いタイプに人気があります（保険料が安い）。

### ポイント4：入院1日当たりの保障額は？

1日当たりの保障額	3,000円～20,000円
-----------	----------------

\*入院した時にかかる費用を考えると1日当たり1万円が一般的な目安となります。

### ポイント5：手術を受けた場合の保障は？

1回当たりの保障額	入院1日当たりの保障額の10～50倍
-----------	--------------------

\*手術の内容によって保障額は異なります。保障回数は無制限が一般的です。

### ポイント6：生活習慣病になった場合の一時金支給は？

一時金支給額	50万円～400万円
--------	------------

\*がん・心筋梗塞・脳卒中に罹患した際に一時金が支給されるタイプが一般的です。

### ポイント7：保険料の支払方法は？

払方	年払・半年払・月払があり、月払が一般的
全期払・終身払	保障期間の全期間中、保険料を支払うタイプ
短期払	保障期間よりも支払期間が短いタイプ

\*一定年齢または一定年数経過時に保険料が安くなるタイプもあります。

今回は、「医療保険」を紹介致しました。メインの保障以外にも各種特約を付加することによって保障内容をより一層充実させることができます。但し、保障内容を充実させればさせる程、保険料も高額になってしまいます。各保険会社から色々なタイプの医療保険が販売されていますが、加入に際してはご自身にとって必要な保障をよく考え、合理的に準備できる保険を上手に選択することが重要です。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

# 一倉定の経営心得シリーズ

その七十五

社長とは、企業の将来に、  
手を打つ人である。

新事業というものは、それが軌道に乗って、わが社の収益の柱になるには少なくとも三年はかかると思わなければならない。ということは、三年後のことを今日から始めなければ間に合わないということの意味しているのだ。

私が会社のお手伝いをして、まず短期経営計画を社長と共に作り上げると、そこには大きな収益不足を生ずるのが常だ。その収益を売上高に直すと、その大きさに、たいがいの社長がびつくりしてしまふのである。ということは、社長が如何にわが社の将来——それもたった一年後のことである——を知らないか、ということの意味している。……

前向きに物を考え、前向きの手を打つ、これが社長の仕事である。社長とは、企業の将来に関することをやる人である。そして、それは社長以外には誰もやってはくれないことなのである。

## 寡婦の判定時期

納税者が、寡婦に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日（その納税者がその年中に死亡した場合にはその死亡の時）の現況により、また、納税者の親族がその人の控除対象配偶者（または扶養親族）に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日（その納税者がその年中に死亡している場合には、その死亡の時。ただし、その判定に係る親族がその当時、すでに死亡している場合にはその死亡の時）の現況によって、それぞれ判定することとなっています。

## 重複適用

今回のお尋ねのケースでは、ご主人がその女性社員の控除対象配偶者に該当するかどうかは、ご主人が死亡された時の現況により、また、女性社員が寡婦に該当するかどうかは、その年の十二月三十一日の現在の現況によって判定することになります。今回のケースでは、その年の十二月三十一日の現況において再婚していなければ、いずれも該当するため、扶養控除等申告書に記載いただくことにより、年末調整で配

偶者控除と寡婦控除のいずれをも受けることが可能となります。

なお、今回のケースでは、扶養親族である子供を有しているとのことで、その女性社員自身のその年分の合計所得金額が五〇万円以下である場合には、寡婦控除は二七万円ではなく三五万円の控除を受けることとなるので、注意が必要です。

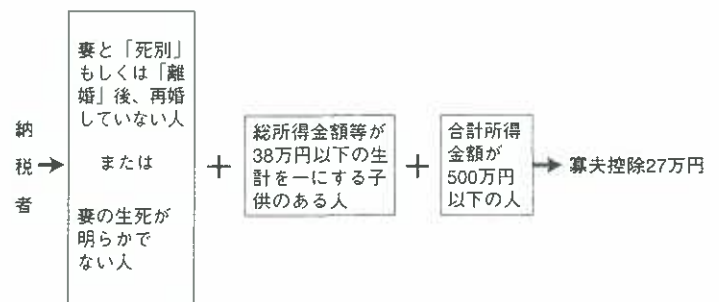
## 男性の場合は寡夫控除

また、夫が妻と死別したり離婚した後まだ再婚していない人、妻の生死の明らかでない人で、総所得金額等の金額が三八万円以下の生計を一にする子供があり、本人の所得が五〇万円以下である場合には、寡夫控除の適用（表2）となり、二七万円の所得控除が受けられることとなっていますので、適用もれの注意が必要です。

## 六五歳以上の納税者の適用もれに注意

平成十六年度の所得税改正により、平成十七年分の所得税から「老年者控除が廃止」されましたが、これに伴い、寡婦（寡夫）控除の取り扱いについても変更されております。

〈表2〉寡夫控除が受けられるケース



改正前の寡婦（寡夫）の定義には「老年者に該当しないもの」という条件が付されており、老年者控除と寡婦（寡夫）控除の重複適用はできないこととされておりましたが、平成十七年からの老年者控除の適用廃止に伴って、従来老年者に該当するため寡婦（寡夫）控除の適用からはずれていたケースについては、寡婦（寡夫）の所得控除を新たに受けることができるようになっておりますので、六五歳以上の納税者についての適用もれには注意が必要です。



# 配偶者控除と寡婦控除との重複適用の可否

山口 昇 税理士

## Q

当社は、新潟県内で建設業を営む株式会社です。  
先日、当社の女性社員の夫が半年あまりの闘病の末、亡くなりました。その夫は、病床に就いていたため、当然、本年の所得はまったくない状況です。そのため、女性社員の控除対象配偶者として毎月の給与所得に係る源泉徴収を行っていましたが、この場合、この女性社員自身、寡婦としての所得控除も受けることができるのでしょうか。  
なお、この女性社員には、扶養親族として一〇歳の子供がおり、本人は再婚はしておりません。

## 寡婦控除とは

## A

寡婦控除は、女性である納税者が所得税法上、寡婦に該当する場合に受けることができる所得控除です。  
寡婦とは、納税者本人が原則としてその年の十二月三十一日の現況で、次のいずれかに該当する人です。

①夫と死別し、もしくは離婚してから結婚をしていない人、または夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人  
または生計を一にする子供がいる人（この場合の子供は、総所得金額等が三八万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶

養親族となっていない人に限る。

②夫と死別してから再婚していない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が五〇〇万円以下の人。

寡婦に該当する方が次の三つのすべての条件を満たす時は、寡婦控除二七万円に八万円を加算した三五万円とする特例があります。

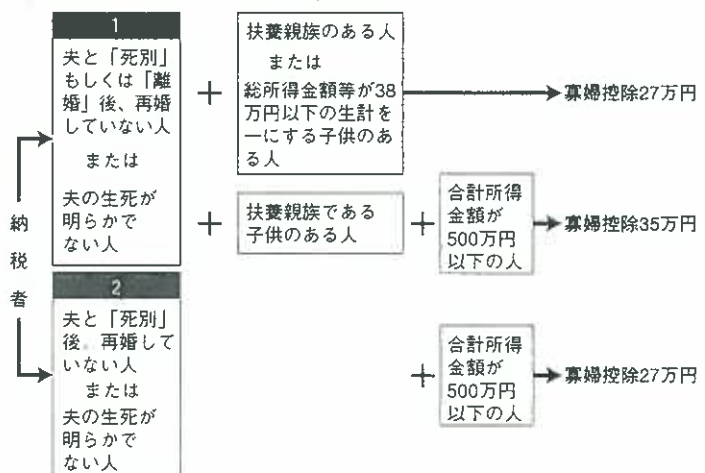
①夫と死別しまたは離婚した後結婚していない人や夫の生死が明らかでない一定の人。

②扶養親族である子供がいる人。

③合計所得金額が五〇〇万円以下であること。

なお、寡婦控除の適用が受けられるかど

〈表1〉寡婦控除が受けられるケース



うかの判定をフローで表すと、〈表1〉のとおりとなります。

〔合計所得金額〕とは、純損失、雑損失、

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特定控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。



エクセルは簡単に、列の幅と行の高さを変更することができますので、練習してみましょう

列 →

	A	B	C	D	E
1	品名	単価	売上個数	売上金額	
2	りんご	250	567	141,750	
3	オレンジ	120	490	58,800	
4	バナナ	350	500	175,000	
5					

↓  
行

### 列幅の変更

列幅を変更する仕方には、次の方法がありますので練習してみましょう。

#### 1. ドラッグする方法

「売上金額」の列幅を広げてみましょう。

「D列」と「E列」の境にマウスを載せるとマウスポインタの形が に変わりますので、広げたい位置までドラッグします。

	A	B	C	D	E
1	品名	単価	売上個数	売上金額	
2	りんご	250	567	141,750	
3	オレンジ	120	490	58,800	
4	バナナ	350	500	175,000	

↑

広げたい位置までドラッグします。

右側にドラッグすると、広がり、  
左側にドラッグすると、縮みます。

#### 2. ダブルクリックする方法

「品名」の列幅を「グレープフルーツ」に合わせて広げてみましょう。

「A列」と「B列」の境にマウスを載せて、ダブルクリックします。

	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

↑

ダブルクリックします。

「A列」が自動的に広がります。

#### 3. 範囲を選択してドラッグする方法

「単価」と「売上個数」と「売上金額」の列幅を同じ列幅に広げてみましょう。

「B列」から「D列」までドラッグし、ドラッグした範囲の中で境にマウスを載せ、ドラッグします。

	A	B	C	D
1	品名	単価	個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

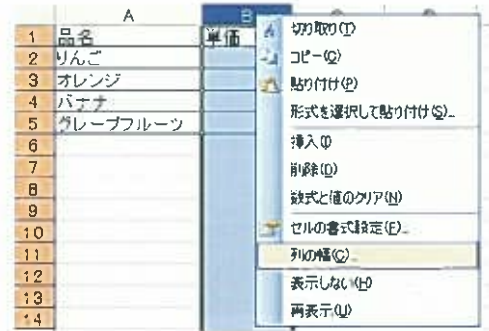
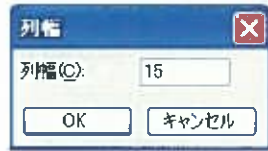
↑

広げたい位置までドラッグします。

「B列」から「E列」まで同じ列幅に  
広がります。

#### 4. 数値を入力する方法

- ① 変更する列の中で右クリックし、「列の幅」を選択します。
- ② 列幅に数値を入力し、「OK」をクリックします。

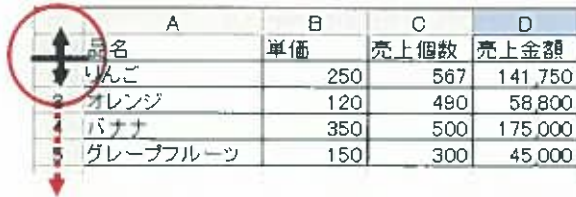


	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

#### 行高の変更

行の高さを変更する仕方には、次の方法があります。

1. ドラッグする方法 (1行目の高さを広げましょう。)



	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

2. 範囲を選択してドラッグする方法 (1行目から5行目まで選択してみましょう。)



	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

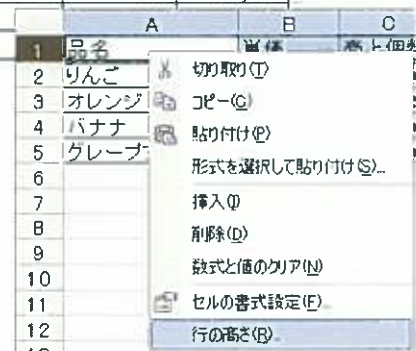
3. 数値を入力する方法

1行目の高さを変更してみましょう。

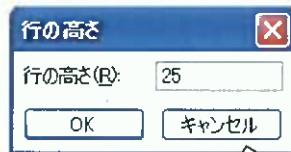
- ① 1行目をクリックします。

	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ			
5	グレープフルーツ			

- ② 1行目の中で右クリックし、「行の高さ」を選択します。



- ③ 行の高さに数値を入力して「OK」をクリックします。



1行目の高さが変更されました。

	A	B	C	D
1	品名	単価	売上個数	売上金額
2	りんご	250	567	141,750
3	オレンジ	120	490	58,800
4	バナナ	350	500	175,000
5	グレープフルーツ	150	300	45,000

＜傷害保険金の課税関係＞



●●●本人が保険料を負担した場合(傷害保険全般)●●●

事故等で保険金を受け取られ、「保険に入っていてよかった」と実感されたことはあるかと思います。

また、「この保険金の税金はどうなるのだろう。」と考えられる方もいらっしゃるかと思いますので、ここでは一般的な契約形態である本人(被保険者)が保険料を負担した場合の傷害保険の保険金の課税関係について紹介します。

■入院保険金や通院保険金は非課税

傷害保険の保険事故で支払われる保険金には後遺傷害保険金、入院保険金、通院保険金、死亡保険金などがあります。このうち、自分の身体の傷害を原因として事故発生に伴い支払われる後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金は保険料の負担者が誰であるかを問わず、傷害を受けた本人やその配偶者その他生計を一にする親族がこれを受け取る時は、全額非課税となります。

■死亡保険金は相続税の対象

本人(被保険者)が保険料を負担して死亡したことにより支払われる死亡保険金は、それを相続人が受け取ったときは「みなし相続財産」となり、相続人以外の方がこれを受け取ったときは「みなし遺贈」として相続税が課税されます。

「みなし相続財産」の場合は法定相続人1人につき500万円が非課税金額として控除されますが、「みなし遺贈」の場合はこうした控除はありません。

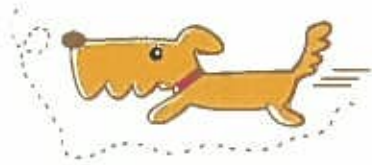
■保険金は相続を放棄していても受け取れる

事情があって相続を放棄する場合があります。(民法では、相続を放棄した人が相続人の死亡を原因として相続財産に属さない財産なら、それを取得しても構わない、と規定しています。)

損害保険金、生命保険金、死亡退職金は死亡を原因としていても、本来の相続財産の範疇には入りません。これらの保険金は「みなし相続財産」となり、相続を放棄していても取得することができます。

## 《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

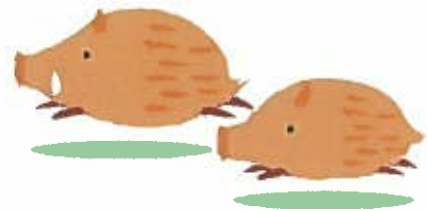


記

12月28日（木）仕事納め

12月29日（金）～翌年1月3日（水）年末年始休業

1月4日（木）平常通り



### あ と が き

早いもので、もう年末です。私自身にとっては激動の一年という表現がピッタリな一年でしたが、皆様はいかがだったでしょうか？

個人事業者の方は、12月末が決算となり、一年頑張ってきた内容が貸借対照表、損益計算書に数字で表されることとなりますが、昨年末または今年のお正月に思い描いた目標（すなわち「事業計画」）に比べて、どんな結果になりましたか？

私個人としては「人から受けた恩」という負債項目がなかなかお返し（返済）できないどころか、どんどん増えてしまった一年でした。来年は自分自身という資産を減らすことなく、自己の能力（資本）を増強し、少しずつでも恩返しできるよう、頑張りたいと思います。

西丸保幸

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



## 1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

### 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://homepage2.nifty.com/yn5193>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp